

学習院女子大学における職員の行動規範

平成 20 年 4 月 1 日制定

学習院女子大学（以下「本学」という。）は、本学の社会的信頼性の維持と業務運営の公平・公正性の確保に資することを目的として、本学のすべての事務職員（以下「職員」という。）が業務を遂行する上で求められる行動規範をここに定める。

（人権の尊重）

- 1 私たち職員は、一人ひとりの人格と人権を尊重し、相手を思いやり、常に健全な職場環境を維持することに努めます。

（法令等の遵守）

- 2 私たち職員は、法令や就業規則・学内諸規程を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、社会人としての良識ある行動を心がけます。

（学生満足度の向上）

- 3 私たち職員は、学生のみなさんを大切にし、学生サービスの質的向上に努めます。

（地域社会への貢献）

- 4 私たち職員は、大学が果たすべき社会的使命を自覚し、地域社会の発展と安定に貢献します。

（情報公開と個人情報の保護）

- 5 私たち職員は、情報を積極的に開示するとともに、業務上知りえた秘密の保持と個人情報の保護に細心の注意を払います。

（地球環境への配慮）

- 6 私たち職員は、地球環境への配慮を常に認識し、環境の保全や資源の保護を心がけた活動を推進します。

（職場の安全衛生と不測の事態への対処）

- 7 私たち職員は、安全・衛生の確保を最優先とし、安全で衛生的な職場環境の整備に努めます。また、不測の事態に対しては、高い危機意識と連帯感を持って迅速、的確に対処します。

（大学資産の適切な管理）

- 8 私たち職員は、大学の資産を適切かつ効率的に管理し、大学の重要な資産である知的財産権の保護に努めます。

以 上